

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	志和地区 (越田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・認定農業者2名、基本構想水準到達者1名と越田農業生産組合により農地を維持している。
・認定農業者については、後継者の確保や農業機械の更新を行っており、営農を継続できる状態にあることから、生産組合構成員の高齢化や後継者不在により離農した農家の受け手となっている。
・一方、生産組合の構成員は、高齢化や後継者不在により年々離農希望が増えており、経営規模を縮小せざるを得ない状況にあることが課題となっている。また、資材や燃料高騰などの影響により、農業機械の更新も難しい状況にある。
・今後は、生産組合での共同活動が限界に近づいていることを考慮し、認定農業者や基本構想水準到達者を中心に更なる受け手となってもらえるよう、他集落の担い手農地も含め団地化による集約化が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻(もち米)を主要作物としつつ、転作作物として小麦・そば栽培に取り組んでおり段階的に有機農業に切り替え、担い手ごと、作物ごとに団地化を形成する。
・認定農業者、基本構想水準到達者に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者、新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組み整備を進める。
・生産組合では、加工・業務用野菜のキャベツ・ブロッコリーの生産に向けた水田の畑地化及び団地化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内的の農用地等面積	86.17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地バンクへの貸付を進めつつ、担い手(認定農業者、新規就農者)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注:区域内的の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模の団地化も視野に入れ、農地バンクを通じて集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営移行を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸付意向の時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
山王海土地改良区の事業計画に委ねつつ、多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて水路や農道の整備を行い、営農を継続していける環境を整える。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、紫波町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、町内の防除機械(ドローン等)所有の生産組織へJAを通じて委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が拡大しているため、行政・JAと連携し、見回りや電気柵設置など適切な鳥獣被害対策を実施していく。
- ②地域の特産物であるもち米、小麦、そばを段階的に有機農業へ切り替えていく。
- ③高性能なりモコン式草刈機や農薬散布用ドローンの導入を検討し、労働力不足へ対応しつつ、農業作業の負担軽減、省力化を積極的に進めていく。
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織と連携し、地区内の農地や環境を守る取組みを進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調整施設などの農業用施設の集約化を進める。